

公 示

次のとおり企画提案競技(プロポーザル方式)の募集を行います。

令和8年2月13日

収支等命令者
佐賀県農林水産部園芸農産課長

1 業務内容

- (1)委託業務名 佐賀のお茶広報業務
(2)委託業務の仕様等 別添「佐賀のお茶広報業務委託仕様書」による
(3)履行期間 契約の日から令和9年3月31日まで
(4)履行場所 佐賀県一円

2 参加資格に関する事項

本件プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要する。なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1)本業務を実施するに当たり、県の要求に応じて即時に来庁し、対応できる体制を整えておくこと。
(2)地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定に該当する者(破産等により入札参加資格の無い者、契約の不履行や入札等で不正行為を行った者)でないこと。
(3)会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
(4)公募開始の日の6か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
(5)佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
(6)自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)
 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する
 暴力団員を言う。以下同じ。)
ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的を
 もって暴力団又は暴力団員を利用している者
オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に
 暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 手続等に関する事項

(1)担当課 佐賀県農林水産部園芸農産課 果樹・花き担当 下野

住所 〒840-8570 佐賀県佐賀市城内 1-1-59

電話 0952-25-7119

電子メールアドレス engeinousan@pref.saga.lg.jp

(2)説明書の交付期間及び方法

令和8年2月13日(金)から3月4日(水)まで佐賀県ホームページに掲載する。

4 オリエンテーション(説明会)

日 時:令和8年2月20日(金)10時から

場 所:佐賀県庁新館10階 農林水産部南西角会議室

参加申込:令和8年2月19日(木)17時までに、別紙1「説明会参加申込書」を3に記載の担当課にメール等で提出すること。

★説明会への参加は、プロポーザルの参加に係る必須要件とする。ただし、令和8年2月19日(木)17時までに3に記載の担当課に説明会資料の送付を希望し、その後提供を受ければ、説明会への参加がなくてもプロポーザルに参加できる。

5 参加資格の確認

本件プロポーザルに参加を希望する者は、参加資格確認申請書(様式第2号)に関係資料を添付のうえ、3に記載の担当課に提出し、参加資格の確認を受けること。

(1)提出期限 令和8年3月4日(水)17時まで

(2)参加資格の確認結果は、令和8年3月6日(金)までに通知する予定。

注)郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

6 提案書の提出

関係資料を添付のうえ、3に記載の担当課に提出すること。

(1)提案書の内容は、説明書のとおりとする。

(2)提出期限 令和8年3月17日(火)17時まで

注)郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

7 プレゼンテーション(審査会)

日 時:令和8年3月19日(木)10時から ※開始時刻は変更の可能性あり

場 所:佐賀県庁新館10階 農林水産部 南西角会議室

実施方法:説明時間は各30分程度(説明20分、質疑応答10分)とし、参加者側の出席者は3人までとする。

8 審査結果

令和8年3月23日(月)までに全ての参加者に対し通知する予定。

9 費用負担

プロポーザル、提案書の作成及び提出に要する費用は、全て提案者の負担とする。

10 評価に関する事項

- (1)評価基準は別紙2「評価基準」とおりとする。
- (2)提案書の内容に未記入箇所がある場合、添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は0点とする。
- (3)評価基準には、提案内容の水準を確保するため、最低基準点を定める。

11 その他

(1)契約保証金

- ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。
- イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、担保を供することができる。
- ウ 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。
 - (ア) 県を被保険者とする履行保証保険契約(見積金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合
 - (イ) 国、地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき
 - (ウ) 隨意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき

(2)見積書について

見積書に記載する金額は、見積もった契約希望額(消費税及び地方消費税額を含む金額)とする。

(3)失格要件

- 次のいずれかに該当する場合の提案は無効とする。
- ア 参加する資格のない者が行った場合
 - イ 本件プロポーザル手続について不正行為を行なった場合
 - ウ 見積書の金額、氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した場合
 - エ 1人で2以上の提案をした場合
 - オ 代理人でその資格のない場合
 - カ 提案書の重要事項が適切に記述されていない場合
 - キ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合
 - ク 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合

(4)プロポーザル手続の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、本件プロポーザル手続を中止する。この場合の損害は参加者の負担とする。

- ア 参加事業者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、本手続を公正に執行することができないと認められるとき。
- イ 天災その他やむを得ない理由により、本手続を行なうことができないとき。
- ウ 令和8年2月議会において、当該委託業務の予算が成立しない場合は中止とする。この場合は、佐賀県ホームページにより公示を行う。なお、この場合において、本業務の準備に要した費用については一切保証しないものとする。

(5) 参加事業者に求められる義務

- ア 参加事業者は、提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければならぬ。
- イ 企画に際して、委託先として採用されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルのないようにしなければならない。
- ウ 公正な審査を妨害する恐れのある、あらゆる行為をしないこと。

(6) 仕様書等に対する質問

仕様書等に対する質問がある場合は、質問書(様式第1号)により、3に記載の担当課に、令和8年2月26日(木)までにメール等で連絡すること。質疑応答の内容は、必要に応じて参加事業者全員に通知する。

(7) 提案書は返却しない。

(8) 提案書は選定作業等、必要な範囲において複製することがある。

(9) 提案が採用された団体については、県と協議のうえ、委託契約を締結するものとする。